# 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則 (平成15年細則(調)第8号) に基づき下記のとおり公示します。

2024年12月4日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事

記

- 1. 公示件名:大洋州地域(広域)SIDS<sup>1</sup>型道路・橋梁・重機アセットマネジメント体制構築
- 2. 競争に付する事項:企画競争説明書第1章1. のとおり
- 3. 競争参加資格:企画競争説明書第1章3. のとおり
- 4. 契約条項: 「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
- 5. プロポーザル及び見積書の提出: 企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
- 6. その他:企画競争説明書のとおり

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 小島嶼開発途上国(Small Island Developing States)

# 企画競争説明書

業務名称:大洋州地域(広域)SIDS型道路・橋梁・重機アセットマネジメント体制構築

調達管理番号:24a00794

# 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法 (企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を 選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に 係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年12月4日 独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

# 1. 競争に付する事項

- (1)業務名称:大洋州地域(広域)SIDS型道路・橋梁・重機アセットマネジメント体制構築
- (2) 業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。 (全費目不課税)

なお、本邦招へいに係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」 を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦招 へいに分けて積算してください。

(4)契約履行期間(予定):2025年2月 ~ 2030年2月 以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第一期: 2025年2月 ~ 2025年6月

第二期:2025年7月 ~ 2030年2月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICA の想定ですので、競争参加者は、業務 実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約 履行期間の分割の結果、契約履行期間が 12 ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を 制限します。具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることと し、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

#### (5) 前金払の制限

第二期の契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期

間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回(契約締結後):契約金額の8%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降):契約金額の8%を限度とする。

3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降):契約金額の8%を限度とする。

4) 第4回(契約締結後37ヶ月以降):契約金額の8%を限度とする。

5) 第5回(契約締結後49ヶ月以降):契約金額の8%を限度とする。

### (6) 部分払いの設定2

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度(2026年2月頃)
- 2) 2026年度(2027年2月頃)
- 3) 2027年度(2028年2月頃)
- 4) 2028年度(2029年2月頃)

### 2. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2)事業実施担当部

社会基盤部 運輸交通グループ 第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

Nº	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2024年12月10日まで
2	企画競争説明書に対する質	2024年12月11日 12時まで
	問	
3	質問への回答	2024年12月16日まで
4	本見積書及び別見積書、プロ	2025年1月7日 12時まで
	ポーザル等の提出期限日	
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年1月17日まで

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

7技術評価説明の申込日(順位<br/>が第1位の者を除く)評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内<br/>(申込先:<br/>https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM)<br/>※2023年7月公示から変更となりました。

# 3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2024 年 10 月追記版)」を参照してください。

(URL: <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html</a>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

#### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者と します。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法人は求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、 プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表 者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めませ ん。

# 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\_%E6%93%8D%E4%BD%9

C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\_%E6%A5% AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf 提供資料:

・第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

# 5. 企画競争説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限
  - 1)提出期限:上記2. (3)参照
  - 2) 提出先 : https://forms.office.com/r/DGuNPTR5Bs
- 注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。
  - (2) 質問への回答
- 上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

### 6. プロポーザル等の提出

- (1)提出期限:上記2. (3)参照
- (2)提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

( https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\_%E6%93%8D%E4%BD%9 C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\_%E6%A5% AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- 1) プロポーザル・見積書
  - 電子データ(PDF)での提出とします。
  - ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。 本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123\_○○株式会社\_見積書(または別見積書)」としてください。
  - ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
  - ④ 別見積については、「第3章4. (3)別見積について」のうち、1)の経

費と2)~3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。

- ⑤ 別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案)がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- (3)提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<a href="https://partner.jica.go.jp/">https://partner.jica.go.jp/</a>) (ただし、パスワードを除く)

- (4)提出書類
  - 1) プロポーザル・見積書
  - 2) 別提案書(第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合)

# 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/quideline/consultant/20220330.html)

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・ 斟酌されます。

1)業務管理グループ制度及び若手育成加点 本案件は、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

#### 2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

# 8. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2. (3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

# 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

# 第2章 特記仕様書(案)

本特記仕様書(案)に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書 II として添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

#### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。 プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作 成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

#### 【JICA が主な活動レベルまでを提示する場合】

○ 応募者は、本特記仕様書(案)に記載の、発注者が相手国実施機関の要請に基づき設定した事業の目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

▶本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第2章第3条2. 実施方針及び留意事項、第4条2. 本業務にかかる事項にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

Nº	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	詳細の確認・分析が推奨される、公的機	第3条2. (3)
	関、地方自治体、他援助機関、民間企業等	
	が類似の地域において実施した、道路・橋	
	梁施設維持管理に関連する取組・事例の提	
	案	
2	スペアパーツの共同調達に関して想定され	第3条2. (8)
	る課題及び導入が想定される仕組の提案	
3	4 カ国内での資材の融通に関して、想定され	第3条2. (8)
	る課題および導入が想定される仕組の提案	
4	成果4「対象4カ国間で情報共有、協力で	第4条2. (1) イ) ④

きる仕組の提案が構築される」に関連して、活動4-1、2、3以外に4カ国が連携して道路・橋梁・建設機械の維持管理を効率化できる活動・取組の提案

#### 3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
- ① 特殊傭人費(一般業務費)での傭上。
- ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(個人。法人に所属する個人も含む) (第3章「2.業務実施上の条件」参照)。
- ③ 共同企業体構成員としての構成(法人)(第1章「3.競争参加資格」参照)。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、 当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託 して実施することを認める場合があります。本特記仕様書(案)記載の項目・規模 を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を 付してプロポーザルにて提案してください。

#### 【2】特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

#### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、事業目標達成に資することを目的とする。

#### 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

・第一期契約(4カ国の現状調査):2025年2月~2025年6月(計4ヶ月)

第二期契約(調査結果に基づく事業実施):2025年7月~2030年2月(計56ヶ月)

#### 第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項 別紙「共通留意事項」のとおり。

#### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

### (1)調査フェーズと事業実施フェーズ

本事業では、調査フェーズと事業実施フェーズを段階的に実施する。ついては、事業初期段階において、パラオ共和国(以下、「パラオ」)、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島共和国(以下「マーシャル諸島」)、キリバス共和国(以下、「キリバス」)の現状・課題を把握、整理したうえで、カウンターパート(以下「C/P」という。)を主とした各国関係者と本事業の具体的な事業内容詳細を議論し、発注者と協議のうえで C/P との間で協議議事録(Meeting Minutes、以下「M/M」)案を作成する。続く事業実施フェーズにおいては、合意済み M/M を踏まえ、発注者と相談・連携の上、活動を開始する。

本事業は2つの契約期間(第一期:4カ国の現状調査、第二期:調査結果に基づく事業 実施)に分けて実施する。第二期の契約については第一期の終了時点において、当初想定 されていた第二期の業務内容からの変更有無等について発注者と受注者は確認を行い、契 約交渉を経て契約締結を行う。

#### (2) 既存資料・データの有効活用及び連携

発注者が実施した「大洋州地域静脈物流情報集収集・確認調査」(2013)、Pacific Region Infrastructure Facility(PRIF)が公開している「Benchmarking Infrastructure Maintenance in Pacific Island Countries-2021 Baseline Assessment」(2021)、「Concrete Pavements for Climate Resilient Low-Volume Roads in Pacific Island Countries」(2020)、「Palau National Infrastructure Investment Plan 2021-2030」(2021)、「Kiribati National Infrastructure Investment Plan 2022-2032」(2024)、世銀の「Supporting Road Network Vulnerability Assessments in Pacific Island Countries」(2018)、ADBの「Pacific Transport sector Assessment, Strategy, and Road Map 2021-2025」(2021)等、支援機関が実施した調査報告書、及び各国政府が公表又は保持しているデータについては、包括的にレビューし、体系的に取りまとめたうえで、本事業に活用する。

#### (3)類似地域・事例からの経験・教訓の活用

本事業は島嶼部特有の海洋性、狭小性、隔絶性、遠隔性等の条件による道路・橋梁施設維持管理課題への対応、解決を目的として、C/Pへ各種能力向上支援や連携体制の整備を

行い、持続的なアセットマネジメントシステムの構築を目指すものである。本邦島嶼部においても、高齢化や過疎化の進行に起因した道路・橋梁施設の管理者不足、災害時の道路・橋梁施設管理等は課題となっており、国土交通省は、離島において新技術・デジタル技術の活用により課題解決成果を得ることで、将来的な日本全体が抱える人口減少・少子高齢化等の課題に対応するとして、2024年に「スマートアイランド推進プラットフォーム」を設立し、産官学連携によりスマートアイラインドの普及推進と機運醸成を図っている。同プラットフォームにおいてこれまで実施された道路・橋梁施設維持管理に関連する調査は以下の通り。

- インフラ補修・点検や定住・関係人口創出等の島の課題解決に向けたメタバース・ デジタルマップの効果的な活用方法の検証事業(香川県高松市男木島)
- 災害に負けないスマート八丈島プロジェクト(東京都八丈町八丈島)
- SAGA スマートアイランドプロジェクト ~島民デザインの未来の島づくり~(佐 賀県唐津市神集島、松島)

上述の本邦島嶼部における上記の取組の他、大洋州島嶼国、カリブ地域島嶼国、アフリカ地域島嶼部等、パラオ、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、キリバス(以下、「対象4カ国」)と類似の地域において実施された道路・橋梁施設維持管理に関連する取組について、詳細や関連機関との連携状況を確認・分析し、大洋州島嶼部における道路・橋梁施設維持管理の改善策として活用可能な経験・教訓及び技術についても取りまとめる。3

#### (4) 本邦自治体との連携可能性の追求

上述の通り、本邦島嶼部においても高齢化や過疎化の進行に起因した道路・橋梁施設の管理者不足、災害時の道路・橋梁施設管理等は課題となっており、各自治体もそれぞれ今後のビジョンや対策を打ち出している。これらの知見は対象 4 カ国における道路維持管理にも有効と考えられることから、調査に際しては自治体へのヒアリング・意見交換を実施し、将来的な事業形成の参考となる点を取りまとめるとともに、同機関との本事業内及び今後の運輸交通セクター開発における連携可能性を聴取すること。

#### (5) 他援助機関・他国政府の既往事業の知見の活用及び連携可能性の追求

世銀、ADB等の他援助機関、及び米国や豪州等の他国政府は大洋州地域において、道路・橋梁施設の建設・維持管理を始め、基礎インフラ整備にかかる支援を実施していることから、同地域での道路・橋梁施設維持管理事業実施に係る適正技術や関連組織の管理能力、現状・課題等の知見を蓄積しているため、調査に際しては同機関・政府関連組織への事業実施・契約管理に係る状況、C/Pの能力等についてヒアリング・意見交換を実施し、将来的な事業形成の参考となる点を取りまとめるとともに、同機関との本事業内及び今後

<sup>3</sup> 詳細の確認・分析が推奨される類似地域・事例等があればプロポーザルにて提案すること。

の運輸交通セクター開発における連携可能性を聴取すること。

#### (6) イノベーション及びデジタル技術活用の積極検討

対象4カ国を含む太平洋島嶼部においては、人口規模の小ささ、情報・社会サービス (高等教育機関を含む) へのアクセス制約等を背景とした技術人材の不足、就業機会の制 約やコロナ禍を受けた小島嶼開発途上国(Small Island Developing States、以下 SIDS」) 経済の低迷等による頭脳流出が課題となっている。他方で、第3条2.(3)に記載の通 り、本邦においては同様の課題をデジタル技術の活用を通じて省人化、無人化を図ること により、島嶼部においても道路・橋梁施設や関連する社会サービスの持続的な維持管理体 制の構築を図っていることから、このようなデジタル技術の活用は対象4カ国における効 率的かつ持続的なアセットマネジメントシステムの構築を目指すうえでは必須の事項と考 えられる。本事業の実施にあたっては、本邦及び第三国における道路・橋梁施設維持管理 における省人化、無人化に資する適切な技術の活用を検討し、対象 4 カ国における効率的 かつ持続的なアセットマネジメントのための最適なメカニズムの提案を行う。効率的かつ 持続的なアセットマネジメントについては、発注者の既往事業のほか、世銀、ADB をはじ め、多くの援助機関が協力や調査を実施しており、他援助機関の事業実施・監理メカニズ ム、デジタル技術やデータの利活用を通じたデジタルトランスフォーメーション(DX)の 推進可能性について情報収集・分析を行うとともに、システム・技術の提案にあたって は、特に本邦技術で適用可能なものについては本業務の中で積極的な提案を期待する。な お、提案技術の理解促進に本邦招聘が有効と考えられる場合は、本業務の中で視察先等の 提案も行う。

#### (7) パイロットプロジェクト内容の検討

本事業においては、成果1及び成果2の能力向上結果の確認と更なる向上、加えて対象4カ国間で情報共有、協力できる仕組の構築を目指し、事業進捗状況を踏まえて、第二期契約中に道路・橋梁・重機の維持管理に関するパイロットプロジェクトを実施し、その結果を対象4カ国間で共有することを想定している。本パイロットプロジェクトに係る費用(2,000万円、定額計上)については本契約の中で負担することとしている。なお、本パイロットプロジェクトにおいては、環境カテゴリC相当の工事を想定する。

#### (8)4カ国の連携強化

対象 4 カ国においては特有の狭小性、隔絶性、遠隔性等の条件による、道路維持管理機材の予備部品の調達及び機械修理の長期化や、予備部品の発注最小ロットを満たせないことによる、サプライヤーからの購入拒否の発生等の地域共通課題が存在する。これらの課題は1カ国では解決困難であることから、同課題への対処においては対象 4 カ国の密な連携・協力が必須である。

本事業では年1回のセミナーを実施し、道路・橋梁・重機維持管理に関する能力の向上

を図ると共に、1 カ国では解決困難な課題に関する広域的な解決メカニズムの提案、及び対象 4 カ国間で情報共有、協力できる仕組の構築を目指す。4

さらに、4カ国内での資材の融通についても、同セミナーにて形成される仕組を踏まえ、同4カ国内で資材産出国へ輸入国が適切な金額を支払うような形で調整する等、具体的な対応策を検討すること。5

### (9) 気候変動への対応

対象4カ国を含む太平洋の島嶼国は気候変動による影響を世界で最も大きく受ける国々とされており、既存施設に対する適切な維持管理、老朽化部分の補強や長寿命化のための改修等道路・橋梁施設による国民の市場や社会サービスへのアクセス性の維持・向上が求められている。

本事業では島嶼国特有の気候変動による道路・橋梁施設への影響を含む課題を整理し、 それぞれに対する解決策を検討・提案することを目指す。特に現時点で各国が課題として 挙げている気候変動の影響事例としては以下の通りであり、これらを踏まえた対策につい て、特に本邦技術が適用可能なものについては積極的な提案を期待する。

- 海水面上昇による低地道路の排水機能の低下(海水面上昇により排水流末が海面下となり、排水施設が機能しない)。
- サイクロン、高潮や洪水等による沿岸部に位置する道路施設の塩害の深刻化
- 頻繁な豪雨による冠水、海水面上昇による浸水被害や舗装面の劣化

#### (10) ナウル共和国の追加の可能性

ナウル共和国(以下、「ナウル」)は本事業の対象国であるパラオ、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、キリバスの4カ国と同じく、ミクロネシア地域に含まれ、人口1万人程度の孤島であり、対象4カ国と同様に道路・橋梁施設維持管理に課題を抱えている。特に同国においてメイン道路として活用されている周回道路(全長20km)については、1970年代に日本の施工会社により整備され、国の基幹インフラとして機能してきたが、排水設備の問題等により降雨時の水はけが悪く、維持管理に支障をきたしている状況である。現在、発注者はナウル政府との協議を踏まえ、舗装内部含む舗装全体の健全度調査(外観検査(ひび割れ状況、付着状況等の確認)、材料試験(アスファルト抽出試験、密度試験、針入度試験等))、及び集水桝の清掃に関する支援(高圧洗浄等の機材供与、専門家による技術指導等)の実施を検討しているところ、移動の効率性や対象4カ国との連携の観点から、同支援を本事業の一部として実施する可能性があることに留意すること。

ナウルへの支援を実施する場合は、支援実施が確定した段階で、発注者、受注者及びナ

<sup>4</sup> 広域的な解決メカニズムの一つとして、スペアパーツの共同調達を想定している。これに関して想定される課題及び導入が想定される仕組みについて、プロポーザルにて提案すること。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 4カ国内での資材の融通に関して、想定、される課題および導入が想定される仕組みについてはプロポーザルにて提案すること。

ウル C/P との間で協議を行い、M/M にて事業内容を確定する。同 M/M を踏まえ、発注者と受注者の間で協議の上、契約変更にて具体的な支援活動を追加することとする。

#### 第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

### 2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

調査フェーズ及び事業実施フェーズではそれぞれ以下の業務を行う。

### ア)調査フェーズ(第一期契約)

調査フェーズでは、対象 4 カ国の一般情報、道路・橋梁・重機の運営維持管理体制、既存制度・計画のレビューを行い、現状と課題を把握する。また、C/P 及びステークホルダーと協議のうえ、事業期間中の C/P 能力向上計画案(含む資機材計画、本邦招へい計画)、及び対象 4 カ国内での連携方法の素案を作成するとともに、パイロットプロジェクトサイト候補を選定する。

#### 【調査対象国】

パラオ共和国、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島共和国、キリバス共和国

#### 【調査項目】

- ① 対象4カ国の一般情報の収集
  - 自然条件(面積、地形、気象、自然災害(台風、洪水等)、地形、地質、地積等)
  - 社会条件(人口動態、民族構成、経済指標(GDP や GNI等)、現地政府の財政 状況、所得水準、生計手段、雇用、教育や保健医療等の社会サービスの現状、人 材、土地所有制度等)
- ② 対象 4 カ国における現在の道路・橋梁・重機の運営・維持管理体制
  - 対象 4 カ国における全ての道路・橋梁のリストアップ(所在地(地図の作成)、施行年、サイズ、種類、管理主体等)
  - リストアップした道路・橋梁の目視点検(健全性評価、修理要否、老朽化の状況のランク付け等を含む)
    - ※全ての道路・橋梁所在地を訪問する必要はありません。ただし、首都のある 国際空港より陸路で接続している主要道路、橋梁に関しては目視検査をし、橋 梁については健全度を判定すること。
  - リストアップした道路・橋梁の目視点検結果を踏まえた道路・橋梁整備、架け 替えに係る新規支援案の提案

- 対象4カ国の所有する全ての重機のリストアップ及び現状整理(所在地、購入年、種類、メーカー、用途、所有台数、老朽化の状況等) ※机上調査可であり、全ての重機を直接確認する必要はありません。
- 対象4カ国における道路・橋梁の運営・維持管理機関、関係者のリストアップ 及び役割の整理
- 対象 4 カ国の C/P の道路・橋梁施設の運営・維持管理体制の整理(組織面、財務・予算面、技術面(マニュアルの有無、維持管理プロセスを含む)、実績等)

※特に対象4カ国に存在する道路・橋梁・重機に関連する台帳(資産台帳、施設台帳、維持管理台帳、財務台帳等)の有無、維持管理、点検、施設診断結果、財務状況等の情報蓄積の有無、データ化の状況についてはよく整理すること。

# ③ 既存計画・制度のレビュー

- 対象 4 カ国の政府が掲げる運輸交通セクター開発計画(道路交通、道路・橋梁 施設維持管理、新規道路・橋梁の建設等)、及び同計画内における既存の各道 路・橋梁の位置づけの分析、整理
- 対象 4 カ国における運輸交通セクターに係る法制度・規制(道路・橋梁の建設、道路交通法等)の分析、整理
- 対象 4 カ国の政府が掲げる道路・橋梁施設への問題意識・課題及びそれに対する方針の整理
- 対象 4 カ国を含む域内の連携強化 (特に運輸交通セクター) に係る計画及び政 策の分析・整理
- 対象4カ国における運輸交通セクター開発に係るステークホルダー分析(対象4カ国の政府機関、他援助機関や民間企業等の動向等)
- 対象4カ国の政府、他援助機関、発注者等が実施した対象4カ国における運輸 交通セクターに関する支援のリストアップ、整理(実施年、支援金額、内容、 背景等)
- 対象4カ国の政府、他援助機関、発注者等が実施した対象4カ国における運輸 交通セクターに関する既往調査報告書の分析、整理

#### ④ 気候変動の影響

- 対象4カ国の運輸交通セクターにおける、気候変動による具体的な被害状況の 定量的な分析・整理(被害の種類と原因、発生数、被害額、通行止め期間、補 修等に係る費用)
- 本事業の実施によりインフラの保護を確実にするための改修、道路施設の再設計または再配等の、気候変動への適応策としての対応が検討される場合は「気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT: 適応策 Adaptation)」

(climate fit J.pdf) を参照のうえ、具体的な対応策を提案すること。

# ⑤ ジェンダー主流化

「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き【運輸交通】」
(<a href="https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq0000">https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq0000</a>

2hdtvc-att/guidance 02 transport.pdf)に記載の社会・ジェンダー分析のための調査項目・内容リストを踏まえた、関連情報の収集、整理(政策制度、政府や実施機関の組織体制、他ドナーやNGOに夜ジェンダー平等の取組、運輸交通インフラの利用状況、建設作業現場状況、その他関連情報、ジェンダーに基づく支援ニーズの違い等)

#### ⑥ マーシャル諸島のマジュロ橋に関する非破壊検査の実施

- マジュロ橋は対マーシャル諸島無償資金協力「マジュロ漁船用水路建設計画」により 1983 年に建設された橋梁であるが、老朽化により架け替えが検討されている。ついては非破壊検査を実施し、今後の架け替え要否について確認を行うこと。

#### ⑦ 対象4カ国における共通課題、国別課題の分析・整理

- 共通課題及び国別課題についてそれぞれ以下の整理を行うこと。
- ②を踏まえたミクロレベル(個別の施設・設備・機器単位)の課題の整理
- ③を踏まえたマクロレベル(政策・方針、人材、資金等、事業全体)の課題の 整理
- ステークホルダーへのヒアリング(道路・橋梁利用者、他支援機関、他国政府を含む)
- 405を踏まえた気候変動、ジェンダーに関する課題の整理

#### ⑧ ⑦を踏まえた対象 4 カ国における具体的な支援策の提案

- 参考として第4条2. (1)イ)に具体的な活動案を記載しているが、⑦を踏まえて改めて分析の上、適切な活動案を提案し、支援策(案)として取りまとめたうえで、発注者及び対象4カ国のC/Pの合意を得ること。
- 具体的な活動案を踏まえ、資機材の導入が必要と判断される場合は、資機材導入計画(資機材の種類、数量、調達方法、スケジュールなど)を作成し、支援策(案)に含めること。
- 具体的な活動案を踏まえ、本事業におけるパイロットプロジェクトの実施要否を検討の上、実施すると判断した場合はパイロットプロジェクト候補地リストを作成し、支援策(案)に含めること。
- 具体的な活動案を踏まえ、対象 4 カ国内での連携方法(スペアパーツの合同調達、建設資材の融通に関する仕組等)の素案を作成し、支援策(案)に含めること。
- 具体的な活動案を踏まえ、適切な本邦島嶼部の取組を整理の上、招へい計画を 作成し、支援策(案)に含めること。
- なお、⑤については「JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き【運

輸交通】」をふまえ、ジェンダー課題への取組案を検討・策定の上、支援策 (案)に反映すること。

# イ)事業実施フェーズ(第二期契約)

事業実施フェーズでは、調査フェーズにて設定した各活動成果に対して以下の業務を行うことを想定する。なお、活動成果については調査結果を踏まえて発注者及び対象4カ国の C/P と合意の上、適宜修正を行う。

① 「成果1:対象4カ国の道路・橋梁・重機にかかるミクロレベル(個別の施設・設備・機器単位)のアセットマネジメント能力が向上する」に関わる活動 活動1-1:対象4カ国における道路・橋梁・重機の現状を把握する 調査フェーズにて対応を想定。

活動1-2:道路・橋梁の点検、簡易な補修に関する能力強化を行う

活動1-3:大・中規模の道路・橋梁補修工事の発注能力向上を図る

活動1-4:重機の点検・維持管理に関する能力強化を行う

調査フェーズにて収集した情報を踏まえ、以下の点を整理の上、ミクロレベルのアセットマネジメント能力向上を図る。なお、可能な限り実現性のある新規技術の導入可能性についても確認する。

- 個別の道路・橋梁・重機の日常的な管理及び点検方法
- 個別の道路・橋梁・重機の定期的な管理及び点検方法
- 現在の道路・橋梁・重機の劣化状況診断と健全性評価方法
- 日常及び定期点検、劣化状況診断、健全性評価情報の台帳・データへの蓄積方法
- ② 「成果2:対象4カ国の道路・橋梁・重機にかかるにかかるマクロレベル(政策・方 針、人材、資金等、事業全体)のアセットマネジメント能力が向上する」に関わる活 動

活動2-1:対象4カ国における道路・橋梁・重機の維持管理にかかる現在の政策・ 方針及び予算を把握する

調査フェーズにて対応を想定。

活動2-2:対象4カ国における道路・橋梁・重機の維持管理にかかる今後の課題及び予算、人材等の制約条件を検討・予測する

調査フェーズにて収集した情報を踏まえ、受注者が主導し、関係者へのヒアリング、 協議を行い、対象 4 カ国それぞれの道路・橋梁・重機の維持管理にかかる今後のリス ク及び予算、人材等の制約条件を検討・予測のうえ、取りまとめる。

# 活動2-3:活動2-2を踏まえて政策・方針に策定にかかる提言を行う

調査フェーズにて収集した情報を踏まえ、受注者が主導し、関係者へのヒアリング、協議を行い、対象4カ国それぞれの道路・橋梁・重機の維持管理に関連する政策・方針の課題を取りまとめ、改善に関して提言を行う。なお、対象4カ国に同政策や方針が存在しない場合は、活動2-4に含める形で政策・方針策定の支援を行う。

# 活動2-4:活動2-2を踏まえて道路・橋梁・重機の改修・修繕にかかる優先度評価及び管理計画策定方法に関する能力強化を行う

活動2-2を踏まえて以下の点を整理の上、マクロレベルのアセットマネジメント能力向上を図る。

- 各種台帳・データの整備状況に関する評価を踏まえた更新需要・財政収支見通 しの検討手法
- 中長期的な更新需要の策定方法(優先順位の付け方、施設規模の検討等を含む)
- 更新需要に基づいた財政収支の整理方法
- 財政収支を踏まえた更新需要の見通しに関する妥当性評価手法
- 更新需要の政策・方針策定への反映方法

# ③ 「成果3:道路・橋梁・重機にかかるアセットマネジメントに関する地域共通課題、 各国個別課題の解決策が提案される」に関わる活動

#### 活動3-1:海水面上昇による道路排水問題の解決法を提案し実施する

対象4カ国では、気候変動の影響により海水面上昇による低地道路の排水機能の低下 (海水面上昇により排水流末が海面下となり、排水施設が機能しない)が発生してい る。同課題は地球温暖化の進行等を背景に、今後益々激甚化・頻発化していくと考え られることから、現実的な対応策を検討する必要がある。調査フェーズにて収集した 情報を踏まえ、道路排水にかかる問題解決策にかかる具体的な方法を提案し、C/Pと 協議する。

#### 活動3-2:重機のスペアパーツ、建設資材等の共同調達実施を検討する

調査フェーズにて収集した情報を踏まえ、共同調達実施に係る具体的な仕組について、以下の事項等を整理の上、C/Pと共にアクションプランを作成する。

- 調達すべきスペアパーツ、建設資材の種類、量、必要となる頻度
- 各スペアパーツ、建設資材に関する現在の調達プロセス
- 現在の調達プロセスにおける関係機関(域内、及び豪州・日本等の他国ベンダー含む)
- 共同調達を実施する上での課題
- 仕組の立ち上げに係る費用、期間

#### 活動3-3:対象4カ国内での建設資材の融通に関する仕組が提案される

3-2で整理した情報をもとに、建設資材の域内融通に係る具体的な仕組について、 以下の事項等を整理の上、C/P と共にアクションプランを作成する。

- 3-2で整理された建設資材のうち、対象4カ国内での産出する資材の種類、 産出量、市場取引価格
- 当該資材に関する対象4カ国内での現在の取引状況
- 現在の取引プロセスにおける関係機関(ベンダー含む)
- 対象4カ国間の輸送料
- 資材の域内融通を実施する上での課題
- 仕組の立ち上げに係る費用、期間

# 活動3-4:道路点検・維持管理に関する省人(無人)化技術、仕組や日本の島嶼部 における優良事例を提案し、実施する

第3条2. (3) に記載の通り、本邦島嶼部においても高齢化や過疎化に対応する新規技術・デジタル技術の活用を推し進めているところ、本邦における優良事例を含め、対象4カ国において実現性のある省人(無人)化技術、仕組について紹介すると共に、以下の点を整理した上で C/P と共に導入可能性を確認する。

- 本邦・第三国における省人(無人)化技術の商品名、ベンダー、導入費用、前提条件、効果
- 対象4カ国に当該技術を導入した場合の導入費用、維持管理方法、効果

# 活動3-5:対象4カ国における建設技能人材の育成方針及びその仕組が検討・提案 される。

調査フェーズにて収集した情報を踏まえ、以下の点を整理の上、建設技能人材の育成 方針及びその仕組を提案、C/P と協議する。また、対象 4 カ国に同方針が存在しない 場合は、方針策定の支援を行う。

- 対象4カ国における現在の建設技能人材育成方針・制度及び予算
- 対象4カ国における現在の建設技能人材数
- 対象 4 カ国における既存道路・橋梁施設の維持管理に最低限必要な各種技能 (学歴、職歴、資格)及び同技能を所有する人材数
- 本邦・第三国における建設技能人材育成に係る事例

# 活動3-6:道路・橋梁維持管理資機材の塩害対策含む保管方法に関する能力強化を 行う

調査フェーズにて収集した情報を踏まえ、以下の点を整理の上、能力強化を実施する。

- 対象4カ国で現在及び今後保管される資機材の種類、量、期間
- 対象 4 カ国の現在の資機材保管方法及び問題点
- 本邦・第三国における建設技能人材育成に係る事例
- ④ 「成果4:対象4カ国間で情報共有、協力できる仕組が構築される」に関わる活動 活動4-1:対象4カ国が参加する道路・橋梁・重機の維持管理に関するセミナー・ ワークショップを開催する(年1回)

対象 4 カ国が直面する道路アセットマネジメントに係る課題は 4 カ国共通、かつ 1 カ国のみでは対処が難しいものが含まれていることから、成果 1 、2 、3 にかかる各種活動を踏まえ、4 カ国間での連携を深めるべく、定期的に関係者を集めたセミナー・ワークショップの開催を想定する6。セミナー・ワークショップの想定規模は以下のとおり。

目的	・道路・橋梁・重機維持管理に関する能力の向上
	・1 カ国では解決困難な課題に関する広域的な解決メカニ
	ズムを提案
	・対象4カ国間で情報共有、協力できる仕組の構築。
実施回数	1回/年
対象者	対象 4 カ国の C/P
参加者数	約8名/回(各C/Pより2名ずつ)
開催期間	約7日(土日含む)/回
実施場所	4 カ国持ち回りでの実施を想定
実施形態	対面を想定するが、状況次第でオンライン併用

# 活動4-2:選定された対象国にて道路・橋梁・重機の維持管理に関するパイロット プロジェクトを実施し、その結果を対象4カ国間で共有する

調査フェーズにて収集した情報を踏まえ、対象 4 カ国の内、適切な対象国(複数カ国可)を選定の上、パイロットプロジェクトを実施する。

パイロット事業地の選定にあたっては、発注者及び対象 4 カ国 C/P と協議を行い、技術的難易度、能力向上支援における効果等の観点から適切な対象国(複数カ国可)及び事業サイトを選定の上、本パイロット事業の概要が分かる資料を発注者へ提出する。

なお、環境カテゴリA及びB相当の工事が提案される場合は、「環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月交付)に従い、別途手続きが発生することから、予算制約上、本パイロットプロジェクトにおいては、環境カテゴリC相当の工事を想定する。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 成果4「対象4カ国間で情報共有、協力できる仕組みの提案が構築される」に関連して、4カ国が連携して 道路・橋梁・建設機械の維持管理を効率化できる活動・取り組みについて、セミナー・ワークショップの開 催、パイロットプロジェクトの実施、本邦招へい(活動4-1、2、3)に代わる、より適切な方法がある 場合はプロポーザルにて提案すること。

活動4-3:対象4カ国の道路行政にかかる行政官を本邦へ招へいし、離島における 道路・橋梁・重機の維持管理体制について理解を深める。

第3条2. (3) に記載の通り、本邦島嶼部においても高齢化や過疎化への対応が課題となっているところ、優良事例として本邦島嶼部における道路・橋梁・重機の維持管理体制に関する理解を深めるべく、調査フェーズにて提案された招へい計画に沿って本邦招聘を実施する。なお、招へいについて、内容、視察先の選定にあたっては、選定の視点と方法論についても整理すること。詳細は第4条2. (2) に記載のとおり。

#### (2) 本邦研修・招へい

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施 する(発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい 実施ガイドライン」に準拠)

凶 想定規模は以下のとおり。

	· · · ·		
目的・招へい内容	容・本邦離島における道路・橋梁・重機の維持管理体制		
	及び活用される技術について理解を深める		
実施回数	合計 1 回		
対象者	対象 4 カ国の C/P		
参加者数	約8名/回(各C/Pより2名ずつ)		
研修日数	約7日(移動日を含む)/回		

#### (3) その他

- ① 収集情報・データの提供
  - ▶ 業務のなかで収集・作成された調査データ(一次データ)、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法(Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等)で、適時提出する。
  - ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
  - ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
    - データ格納媒体: CD-R (CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議)

- 位置情報の含まれるデータ形式: KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。(Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)
- ② ベースライン調査
- △本業務では当該項目は適用しない。
- ③ インパクト評価の実施
- 本業務では当該項目は適用しない。
- ④ C/P のキャパシティアセスメント
- △ 本業務では当該項目は適用しない。
- ⑤ エンドライン調査
- 図 本業務では当該項目は適用しない。
- ⑥ 環境社会配慮に係る調査
- 本業務では当該項目は適用しない。
- ⑦ ジェンダー主流化に資する活動
- 本業務では以下の対応を行う。
- ▶ JICA では開発事業におけるジェンダー主流化を通じて、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの実現を目指している。開発事業におけるジェンダー主流化とは、事業のすべての段階(計画、実施、モニタリング・評価)にジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点を取り込み、実践することを指す。この開発事業におけるジェンダー主流化は、特定の性に偏ることなく様々な人々の課題やニーズに対応し、その事業効果を高めるとともに、人が性別にとらわれず能力を発揮できる社会の実現に貢献するものである。運輸交通分野においては、ジェンダー主流化を通じて、運輸交通インフラやサービスが、性別にかかわらず多くの人々に利用可能なものとなり、ひいては様々な社会経済的なサービスや機会への公平なアクセスが実現することが期待される。
- ▶ 上記を踏まえ、「JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き【運輸交通】」 (特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」)を確認の上、以下業務を 実施する
- ▶ 第一期契約にて、社会・ジェンダー分析を実施のうえ、ジェンダー課題の解決に向けた取組案と計画を策定する。分析結果及び取組案・計画については調査報告書に含めて発注者へ報告する。

▶ 第二期契約にて、第一期契約にて把握したジェンダーに基づく現状や課題・二一ズに留意し、事業の実施・ジェンダー平等にかかる活動・モニタリングを行う(例: C/Pのジェンダーバランス、ジェンダー意識、ハラスメントへの対応等を行う)。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。

### 第5条 報告書等

### 1. 報告書等

- □ 本業務は、各期それぞれに作成する。
  - ➤ 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、 Word 又は PDF データも併せて提出する。
  - ▶ 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成	•	提出す	る報告書等及び数量	量
7 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			$\alpha + \alpha +$	

契約	報告書名	提出時期	言語	形態	部数
第一期	調査計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	各 1
			英語		部
	支援策(案)	契約履行期限末日	日本語	電子データ	各 1
	(道路・橋梁のリスト		英語		部
	を含む)				
	調査完了報告書	契約履行期限末日	日本語	電子データ	各 1
	(支援策と合体させる	(2025年6月)	英語		部
	ことも可)				
第二期	業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	各 1
			英語		部
	渡航計画書	渡航1ヶ月前	日本語	電子データ	各 1
			英語		部
	業務進捗報告書	各年央および年度末	日本語	電子データ	各 1 部
	(渡航結果を含む)	(12 月及び 6 月)	英語		
	業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	CD-R	各 1
			英語		部

- 業務完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・ 修正を経て、最終化する。
- ▶ 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。

▶ 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

#### 記載内容は以下のとおり。

(1)調査計画書/業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

# (2) 渡航計画書

以下の項目を含む内容で作成する。

- プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制
- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 詳細活動計画 (WBS: Work Breakdown Structure 等の活用)
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 先方実施機関便宜供与事項
- 9 その他必要事項

#### (3) 渡航結果報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

- (4)業務完了報告書(及び業務進捗報告書)
  - プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
  - ② 活動内容
  - ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)
  - ④ プロジェクト目標の達成度
  - ⑤ 上位目標の達成に向けての提言(業務完了報告書の場合)もしくは次期活動計画 (業務進捗報告書の場合)

添付資料(添付資料は作成言語のままでよい)

- (ア)業務フローチャート
- (イ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (ウ)人員計画(最終版)
- (エ)セミナー・ワークショップ実施実績(実施した場合)
- (オ)携行機材実績(引渡リスト含む)
- (カ)パイロットプロジェクト実施結果(実施した場合)
- (キ)本邦招へい実施結果(実施した場合)

### (ク)その他活動実績

#### (5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

#### 2. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画(WBS 等の活用)
- (4)活動に関する写真

#### 第6条 再委託

本業務では、再委託を想定していない。

#### 第7条 機材調達

図 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	非破壊	ハンマー、超音波測定器等、非破	-	事業用物品	定額計上
	検査用	壊検査に必要と考えられる機材			
	機材				
2	機材一	ドローン等、道路・橋梁維持管理業	-	事業用物品	定額計上
	式	務に必要と考えられる機材			

#### 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

#### 案件概要表

# 1. 案件名(国名)

国 名:パラオ共和国、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島共和国、キリバス共和国(パラオ、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、キリバス)

案件名: SIDS 型道路・橋梁・重機アセットマネジメント体制構築

Establishment of Asset Management System of Roads, Bridges and Heavy Machineries in SIDS

# 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における道路セクター/大洋州地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付けパラオ、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、キリバスの4カ国(以下、「対象4カ国」とする)は、東西約7,400km、南北約1,400kmの広大な地域にわたり島が点在していることから、国土は狭く、かつ人口は4カ国合計で30.3万人(2023、国連)と極めて少ない。さらに主要な国際市場や拠点から離れており、周囲を海に囲まれていることから自然災害の影響も受けやすい状況にあり、開発上の困難さを抱えている。

対象 4 カ国を含む太平洋の小島嶼開発途上国(Small Island Developing States、以下「SIDS」)は気候変動による影響を世界で最も大きく受ける国々とされている。実際、道路・橋梁施設は頻繁な豪雨による冠水、海水面上昇による浸水被害の他、沿岸部に位置することから塩害の影響も強く受けやすい状況にある。さらに、舗装道路の表面劣化、排水施設の整備・補修、将来的な施設の移設も含めて対応を迫られている。しかしながら、地理的状況から、各国とも国内での道路・橋梁等の交通網は限定的であり、また各国の人口、経済・財政規模、地理的制約等を踏まえると、新規の道路・橋梁の建設にそれぞれが自国の予算と人材のみで対応することは難しい状況である。他方で、各国において道路・橋梁は依然として重要な移動手段であり基礎インフラである。既存施設に対して適切な維持管理を行い、老朽化部分の補強や長寿命化のための改修等を行うことで、道路・橋梁の新規投資を抑制し、道路・橋梁の状態の悪化を防ぎつつ国民の市場や社会サービスへのアクセス性の維持・向上を進めることが求められている。対象 4 カ国における課題詳細は以下の通り。

#### 【4 カ国共通の課題】

- 海水面上昇による低地道路の排水機能の低下(海水面上昇により排水流末が海面下となり、排水施設が機能しない)。
- ・ SIDS に特有の狭小性、隔絶性、遠隔性等の条件による、道路維持管理機材の予備部品の 調達及び機械修理の長期化。また、予備部品の発注最小ロットを満たせないことによる、 サプライヤーからの購入拒否の発生。
- ・ 人口規模の小ささ、情報・社会サービス(高等教育機関を含む)へのアクセス制約等を背景とした技術人材の不足、就業機会の制約やコロナ禍を受けた SIDS 経済の低迷等による 頭脳流出。
- 不十分な塩害対策による、道路、橋梁等の構造物や重機の短命化。

#### 【パラオの重点課題】

・ 塩害による劣化を受けやすい橋梁(とりわけ特殊橋梁である日本・パラオ友好の橋)及び 堤防道路(コーズウェイ)のボックスカルバートに関する点検、維持管理能力の不足。

#### 【ミクロネシア連邦の重点課題】

- ・ 道路改修に関する優先順位付け、適切な積算、予算確保等の維持管理計画策定能力の不足
- 各州道路管理局における維持管理人材の技術能力不足、及び人材育成にかかる枠組み構築。

#### 【マーシャル諸島の重点課題】

- ・ 無償資金協力「マジュロ漁船用水路建設計画」(1981 年 E/N 締結)にて建設したマジュロ橋の劣化。
- 過去無償資金協力で供与された重機の適切な維持管理。
- セメント等、湿気により劣化する建設資材保管方法の改善。
- ・国内で産出しない砂利や砂等の良質な建設資材(骨材)の調達。

### 【キリバスの重点課題】

- ・ 無償資金協力「漁船水路・島嶼連絡路建設計画」(1985 年 E/N 締結)、「ニッポン・コーズウェイ改修計画」(2016 年 G/A 締結)にて建設・改修したニッポン・コーズウェイの特に舗装等にかかる適正なモニタリング及び維持管理能力の向上。
- 国内で産出しない砂利や砂等の良質な建設資材(骨材)調達。

このような状況を踏まえて、各国は過去に大洋州の多くの国で国内道路・橋梁の整備を実施した経験をもつ日本に対して支援を要請しており、本事業を通した効率的かつ持続的なアセットマネジメント能力の向上が強く望まれている。

本事業は、対象 4 カ国の道路・橋梁維持管理担当機関に対して道路・橋梁・重機の点検、修繕・修理、予算や人材管理も含めた優先度評価、管理計画策定に関する能力強化を行い、さらに定期的に 4 カ国合同ワークショップを開催することにより、同国の道路・橋梁・重機維持管理に関する能力の向上、及び 1 カ国では解決困難な課題に関する広域的な解決メカニズムの提案を図り、もって同国における持続的なアセットマネジメントシステムの構築に資するものである。

(2) 運輸セクター/大洋州地域に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

2024 年 7 月に実施された第 10 回太平洋・島サミット(PALM10)の首脳宣言において、協力における優先分野として「技術と連結性」が掲げられ、包括的で安価かつアクセス可能な陸上輸送の確保、及び連結性の高い地域のための取組を強化する旨が表明されている他、JICA 国別分析ペーパー(2023 年 3 月)においては、今後の協力の方向性として「連結性強化プログラム」の中で、技術協力により社会・経済インフラの維持管理支援が検討されている。また持続可能な開発目標(SDGs)ゴールにおいては、ゴール 9「強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに技術革新の拡大を図る」に貢献するとともに、ゴール 8「経済成長と雇用」、ゴール 11「持続可能な都市」の達成にも寄与する。加えて、JICA グローバルアジェンダ「運輸交通」では運輸交通の主要インフラである道路資産の維持管理・価値向上に取り組むことが基本方針に位置付けられており、本事業はこれらの方針と合致するものである。

#### (3) 他の援助機関の対応

#### 【パラオ】

米国は、コンパクト改訂協定に基づき道路、建物、橋梁などを含むすべての米国の資金提供で整備されたインフラに対して、「CRA インフラ保守基金」と呼ばれる年間2百万USDの資金を提供してきた。同基金の金額は、米国議会の承認を経て2024年3月に発効した第2次コンパクト改訂協定の下で、年間5百万USDに増加し、同時に資金活用の対象がコンパクト資金によって整備されたインフラから全ての公共インフラに拡大した。金額増の一方で対象拡大により資金の性質はより競争的となったため、コンパクト資金によって整備された国道(通称コンパクト道路)の保守に用いる資金にどのような影響があるかは依然不透明。一方で日本・パラオ友好の橋や各コーズウェイ、架け替えが予定されるミナト橋を含め、コンパクト以外の資金で整備されたインフラに同資金が活用される余地が生じている。

#### 【ミクロネシア連邦】

世界銀行(以下、「世銀」)は運輸・通信・インフラ省(Department of Transportation, Communications and Infrastructure、DTCI)に対し「気候変動を考慮した道路整備改善プロジェクト」(2022~2029 年、約35百万 USD) 及び「主要道路管理改善プロジェクト」(2021

~2029 年、約40百万USD)を実施している。アジア開発銀行(以下、「ADB」)は「気候変動対策と道路管理改善プロジェクト」(2024~2030年、約25百万USD)を2024年9月に承認している他、チューク州ウエノ島においては、世銀が北部、ADBが南部の道路整備の実施を計画している。加えて中国は各州15百万USD、計60百万USDの道路整備支援を打ち出し、ポンペイ州は着手済みである。

#### 【マーシャル】

同国の道路分野においては、JICA が唯一の支援機関であり、他援助機関からの支援の実績はない。

#### 【キリバス】

世銀、ADB、豪州の3者が共同で、タラワ環礁における道路補修にかかる事業を実施した(2016~2018年)。中国は南タラワと北タラワをつなぐブオタ橋およびそれに続く幹線道路の整備事業を実施予定(2024年以降)。

# 3. 事業概要

プロジェクトサイト/対象地域名:対象4カ国全域

- (1) 事業実施期間:2025年2月~2030年2月を予定(計60カ月)
- (2) 事業実施体制

日本:業務実施契約による専門家派遣(日本の島嶼部自治体の巻き込みも検討)

パラオ:公共基盤・産業省公共事業局

ミクロネシア連邦:運輸・通信・インフラ省インフラ部局

マーシャル諸島:公共公益事業・インフラ省

キリバス:インフラ・持続的エネルギー省土木課

#### 4. 事業の枠組み

- (1) 上位目標:対象 4 カ国において適切に道路・橋梁・重機にかかる適切なアセットマネジメントシステムが持続的に実践される。
- (2) プロジェクト目標:対象4カ国における道路・橋梁・重機にかかる適切なアセットマネジメントシステムが検討・導入される。
- (3) 成果
- 成果1:対象4カ国の道路・橋梁・重機にかかるミクロレベル(個別の施設・設備・機器単位)のアセットマネジメント能力が向上する
- 成果2:対象4カ国の道路・橋梁・重機にかかるにかかるマクロレベル(政策・方針、人材、 資金等、事業全体)のアセットマネジメント能力が向上する
- 成果3:道路・橋梁・重機にかかるアセットマネジメントに関する地域共通課題、各国個別 課題の解決策が提案される
- 成果4:対象4カ国間で情報共有、協力できる仕組が構築される
  - (4) 主な活動
- 活動1-1:対象4カ国における道路・橋梁・重機の現状を把握する
- 活動1-2:道路・橋梁の点検、簡易な補修に関する能力強化を行う
- 活動1-3:大・中規模の道路・橋梁補修工事の発注能力向上を図る
- 活動1-4:重機の点検・維持管理に関する能力強化を行う
- 活動2-1:対象4カ国における道路・橋梁・重機の維持管理にかかる現在の政策・方針及び予算を把握する
- 活動2-2:対象4カ国における道路・橋梁・重機の維持管理にかかる今後のリスク及び予算、人材等の制約条件を検討・予測する
- 活動2-3:活動2-2を踏まえて政策・方針に策定にかかる提言を行う
- 活動2-4:活動2-2を踏まえて道路・橋梁・重機の改修・修繕にかかる優先度評価及び 管理計画策定方法に関する能力強化を行う
- 活動3-1:海水面上昇による道路排水問題の解決法を提案し実施する

- 活動3-2:重機のスペアパーツ、建設資材等の共同調達実施を検討する
- 活動3-3:対象4カ国内での建設資材の融通に関する仕組が提案される
- 活動3-4:道路点検・維持管理に関する省人(無人)化技術、仕組や日本の島嶼部における優良事例を提案し、実施する
- 活動3-5:対象 4 カ国における建設技能人材の育成方針及びその仕組が検討・提案される。
- 活動3-6:道路・橋梁維持管理資機材の塩害対策含む保管方法に関する能力強化を行う
- 活動 4 1:対象 4 カ国が参加する道路・橋梁・重機の維持管理に関するセミナー・ワーク ショップを開催する(年 1 回)
- 活動4-2:1か国にて道路・橋梁・重機の維持管理に関するパイロットプロジェクトを実施し、その結果を対象4カ国間で共有する
- 活動4-3:対象4カ国の道路行政にかかる行政官を本邦へ招へいし、離島における道路・ 橋梁・重機の維持管理体制について理解を深める。

#### 5. 今後のスケジュール

第一期契約(4カ国の現状調査):2025年2月~2025年6月(計4か月)

第二期契約(調査結果に基づく事業実施):2025年7月~2030年2月(計56か月)

以上

### 共通留意事項

#### 1. 必須項目

- (1) 討議議事録(R/D)に基づく実施
  - ▶ 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録(R/D)に基づき実施する。

### (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- ▶ 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、 C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自ら がプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、 上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

### (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- ➤ 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する(評価指標を含めた PDM(Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する)。
- ▶ 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う(R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等)。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ(案)及びその添付文書をドラフトする。

#### (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に 資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその 成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広 く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ 工夫して効果的な広報活動に務める。

#### (5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

▶ 発注者及び他機関の対象地域/国あるいは対象分野での関連事業(実施中のみな)

- らず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む)との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- ▶ 日本や国際的なリソース(政府機関、国際機関、民間等)との連携・巻き込みを 検討し、開発インパクトの最大化を図る。

# (6) 根拠ある評価の実施

▶ プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠(エビデンス)に基づく結果提示ができるよう留意する。

#### 2. 選択項目

- ☑ 段階的な計画策定(計画フェーズ・本格実施フェーズ)
  - ▶ 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。
- ▶ 第一段階 (計画フェーズ):

本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/P との協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。

▶ | 第二段階(本格実施フェーズ):

第一段階で策定された詳細計画に基づいて C/P と共に本格的に活動を実施する。

# 図 施工時の工事安全対策に関する検討(建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合)

- > パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事 安全管理ガイダンス」に沿った工事安全管理を行う。
- ▶ 具体的には、建設工事入札時は応札者(コントラクター)から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

#### 共通業務内容

### 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成/改定

- ⇒ 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- ▶ なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

# 2. 合同調整委員会 (JCC) 等の開催支援

- ➤ 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会(Joint Coordinating Committee)もしくはそれに類する案件進捗・調整会議(以下、「JCC」)を設置する。JCC は、1年に1度以上の頻度で、(R/D のある場合は R/D に規定されるメンバー構成で)開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長(技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター)が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- > 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限 の範囲で支援を行う。

#### 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- ▶ 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営の ための打ち合わせを行う。
- ▶ 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で(1 年に 1 回以上とする)発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- ▶ 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- ▶ 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- ▶ 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像(映像は必要に応じて)を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

### 5. 業務完了報告書/業務進捗報告書の作成

- ▶ 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動 結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作 成し発注者に提出する。
- ▶ 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認 を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出す る。

# 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
  - 1)類似業務の経験

類似業務:道路維持管理に関する能力強化業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (2)業務の実施方針等
  - 1)業務実施の基本方針
  - 2)業務実施の方法
    - \* 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
  - 3)作業計画
  - 4)要員計画
  - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
  - 6) 現地業務に必要な資機材
  - 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
  - 8) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
  - 1)評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

- 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - ▶ 業務主任者/○○
- ※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。
  - 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、 及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/○○)格付の目安(1 号)】

① 対象国及び類似地域:パラオ、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、キリバス

#### 及び全途上国

- ② 語学能力:英語
- ※ なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を 評価します。

# 2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

本事業の期間は60ヶ月間を想定しており、本業務については以下の2つの期間に分けて業務を実施します。

1)第一期:2025年2月 ~ 2025年6月 2)第二期:2025年7月 ~ 2030年2月

#### (2)業務量目途と業務従事者構成案

1)業務量の目途

約82.92月

(第一期契約:約 12.10 人月) (第二期契約:約 70.82 人月)

本邦招へいに関する業務人月1.75含む(本経費は定額計上に含まれる)。なお、 上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たっては、重機の維持管理に関する専門性を持つ従事者を含めること。

2) 渡航回数の目途 第一期契約:全6回(目安として、対象4カ国:2回)<sup>7</sup> 第二期契約:全60回(目安として、対象4カ国:10回)<sup>8</sup> なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。また、4カ国を一回の渡航でまとめて回る等、効率的な渡航計画を基本とします。なお、渡航計画検討の際は第2章特記仕様書案、第3条(10)に記載の通り、今後ナウルが追加される可能性がある点に留意すること。

#### (3) 現地再委託

本事業においては、再委託は想定しておりません。

<sup>7</sup> 団員3名が対象4カ国を1回の渡航でまとめて訪問する前提で、契約期間中に2回渡航する場合。

<sup>8</sup> 団員6名が対象4カ国を1回の渡航でまとめて訪問する前提で、契約期間中に10回渡航する場合。

#### (4)配付資料/公開資料等

1)配付資料:特になし

2) 公開資料

▶ 大洋州地域静脈物流情報収集·確認調査

https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618\_200\_12112256.html

Benchmarking Infrastructure Maintenance in Pacific Island Countries-2021 Baseline Assessment

https://theprif.org/document/regional/infrastructuremaintenance/benchmarking-infrastructure-maintenance-pacific-island

Supporting Road Network Vulnerability Assessments in Pacific Island Countries

https://documents1.worldbank.org/curated/en/392971524055851019/pdf/12 5385-BRI-P152037-P126504-PUBLIC-SUPPORTING-ROAD-NETWORK-VULNERABILITY-ASSESSMENTS-IN-PICS.pdf

➤ Pacific Transport sector Assessment, Strategy, and Road Map 2021-2025 <a href="https://www.adb.org/documents/pacific-transport-assessment-strategy-road-map-2021-2025">https://www.adb.org/documents/pacific-transport-assessment-strategy-road-map-2021-2025</a>

> パラオ共和国橋梁セクター情報収集・確認調査報告書

https://openjicareport.jica.go.jp/615/615/615 214 12367348.html

> パラオ国ミナト橋梁架け替え計画準備調査報告書(先行公開版)

https://openjicareport.jica.go.jp/615/615/615\_214\_12385613.html

▶ 全世界 2022 年度道路アセットマネジメントプラットフォーム技術支援に関する情報収集・確認調査 調査報告書

https://openjicareport.jica.go.jp/614/614 000 12384236.html

#### (5)対象国の便宜供与

概要は以下のとおり。

	   便宜供与内容	パラオ	ミクロネシ	マーシャル	キリバス
	<b>使且供予內谷</b>	ハラオ	ア連邦	諸島	キリハス
1	カウンターパートの配置	有	有	有	有
2	通訳の配置	無	無	無	無
3	執務スペース	有	有	有	有
4	家具(机・椅子・棚等)	有	有	有	有
5	事務機器(コピー機等)	有	有	有	有
6	Wi-Fi	有	有	有	有

#### (6)安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パラオ事務所、ミクロネシア支所、マーシャル支所、フィジー事務所(キリバス)などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

# 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023 年 10 月(2024 年 10 月追記版))」(以下同じ)を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

#### (1)契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容と し、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

# 【上限額】

### 409,906,790円(税抜)

- ※ 上記の金額は、下記<u>(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている</u> 項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。
- ※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

#### (3) 別見積について (評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案 に関する経費

#### (4) 定額計上について

■ 本案件は定額計上があります(42,594,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積に

よる積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

# 【第一期契約】

	対象とする経	該当箇所	金額(税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
	費				
1	機材一式(非	第2章 特記	1,000,000円	非破壊検査用機材(ハ	機材費
	破壊検査)	仕様書案 第		ンマー、超音波測定機	
		4条 業務の		等)	
		内容(1)プロ			
		ジェクト活動			
		に関する業務			

# 【第二期契約】

1	パイロット事	第2章 特記	20,000,000円	パイロット事業実施費	一般業務費
	業実施費	仕様書案 第			
		3条 実施方			
		針及び留意事			
		項(5)パイロ			
		ットプロジェ			
		クト実施要否			
		の検討			
2	本邦招へいに	第2章 特記	7,594,000円	報酬(事前業務(3号	幸日子
	かかる経費	仕様書案 第		0.4人月及び5号1人月で	国内業務費
		4条 業務の		想定、提案は認めない)、	
		内容(2)本邦		及び同行(現時点では2	
		研修・招へい		号0.35人月:研修内容を	
				踏まえ提案、見直し可)、	
				直接経費2,600,000円)	
3	機材一式		14,000,000円	ドローン等、道路・橋梁	機材費
				維持管理業務に必要と	
				考えられる機材	

# (5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

### (千円未満切捨て不要)

# (6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。 払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更 手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

### (7)機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争 参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

### (8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。 (URL: <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/rate.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/rate.html</a>)

別紙:プロポーザル評価配点表

# プロポーザル評価配点表

	評価項目	Ī	配 点	
1. コン	コンサルタント等の法人としての経験・能力 (10)			
(1)類	似業務の経験		6	
(2)業	務実施上のバックアップ体制等		(4)	
ア) 各	種支援体制(本邦/現地)		3	
イ) ワ	ークライフバランス認定		1	
2. 業務	の実施方針等		(70)	
(1)業	務実施の基本方針、業務実施の方法		60	
(2)要	員計画/作業計画等		(10)	
ア)要	· · ·		5	
イ) 作	業計画	5		
3. 業務	従事予定者の経験・能力		(20)	
(1\ <del>*</del>	務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任	業務管理	
(1) 未	物土仕名の経験・能力/ 未物官垤ソルーノの許価	者のみ	グループ/体制	
① 1)業務	主任者の経験・能力: <u>業務主任者/○○</u>	(20)	(8)	
ア)類	似業務等の経験	10	4	
イ)業	務主任者等としての経験	4	2	
ウ)語	学力	4	1	
エ)そ	の他学位、資格等	2	1	
② 2)副業	務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/○○</u>	(-)	(8)	
ア)類	似業務等の経験		4	
イ)業	務主任者等としての経験	_	2	
ウ)語	学力	_	1	
エ)そ	の他学位、資格等	_	1	
③ 3)業務	管理体制	(-)	(4)	